

介護保険法第78条の2による
指定地域密着型サービス事業者の指定について

地域密着型サービス種別

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行い、総合的に利用者の在宅生活の継続を支援するサービス。

事業所

設置者	株式会社今から 代表取締役 神宮寺達也
事業所名称	今から定巡24
所在地	船橋市本町4-40-23 SadoyaSouthernTerrace9階
指定予定年月日	令和6年6月1日

添付資料

1. 事業所概要
2. 平面図
3. 写真
4. 介護保険法第78条の4による指定に係る基準適否一覧

地域密着型サービス 事業所概要

事業種別		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		<input type="checkbox"/> 一体型	<input checked="" type="checkbox"/> 連携型
事業所名称		今から定巡24	
運営法人		株式会社今から	
指定日		令和6年6月1日	
土地	住所	船橋市本町4-40-23 SadoyaSouthernTerrace9階	圏域 南部
	所有者	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 一部自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借地	
建物	整備形態	<input type="checkbox"/> 新築 <input checked="" type="checkbox"/> 既存建物の改装利用 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	建物形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型⇒ 併設事業 ()	
	所有者	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 一部自己所有 <input checked="" type="checkbox"/> 借家	
設備		利用者の情報蓄積機器、ケアコール端末	
従事者	管理者	1 人	
	オペレーター	5 人	うち介護福祉士等 5 人
	定期巡回 訪問介護員	5 人	
	随時訪問 訪問介護員	5 人	
	計画作成責任者	5 人	うち介護福祉士等 5 人
	訪問看護員	- 人	連携型
料金	介護給付費	1割、2割又は3割自己負担分	
	その他	実費（その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用）	
運営	営業日、営業時間	365日、24時間	
	事業実施地域	船橋市	

介護保険法第78条の4Iによる指定に係る基準適否一覧

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

施設名：今から定巡24

1 定義 及び 基本方針

	根拠条文		
<p>【定義】 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのもに限る。</p> <p>二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。</p>	介護保険法第8条第15項	-	
<p>【基本方針】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。</p>	基準省令第3条の2	-	
<p>【提供するサービス】 次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。</p> <p>①「定期巡回サービス」 訪問介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話</p> <p>②「随時対応サービス」 あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行い、又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)による対応の要否等を判断するサービス</p> <p>③「随時訪問サービス」 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話</p> <p>④「訪問看護サービス」 看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助</p> <p>『一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業』 ⇒①から④までのサービスを提供する事業。 『連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業』 ⇒①から③までのサービスを提供し、④は連携する指定訪問看護事業所がサービスを提供する事業。</p>	基準省令第3条の3	-	

2 人員基準

	基準	根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
<p>○ オペレーター</p>	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯(以下「提供時間帯」という。)を通じて1人以上確保されるために必要な員数以上。</p> <p>看護師、介護福祉士その他省令第3条の4第2項の厚生労働大臣が定める者(「看護師、介護福祉士等」)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として省令第3条の4第2項の厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。</p> <p>1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。</p> <p>専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</p> <p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前述の規定にかかわらず、当該施設等の従業者をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所 (2) 指定短期入所療養介護事業所 (3) 指定特定施設 (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所 (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (6) 指定地域密着型特定施設 (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 指定介護老人福祉施設 (10) 介護老人保健施設 (11) 介護医療院</p> <p>利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p>	<p>基準省令第3条の4第1～4、7項</p>	<p>適</p>	<p>オペレーター5人 うち介護福祉士5人</p>
<p>○ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等</p>	<p>交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な員数以上。</p>	<p>基準省令第3条の4第1項</p>	<p>適</p>	<p>定期巡回サービス訪問介護員5人</p>

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等	<p>提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な員数以上。</p> <p>随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>オペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p>	基準省令第3条の4第1、6、8項	適	随時訪問サービス訪問介護員5人
○ 訪問看護サービスを行う看護師等 ※一体型事業所のみ	<p>保健師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)を常勤換算方法で2.5人以上。</p> <p>看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。</p> <p>看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。</p>	基準省令第3条の4第1、9、10項	—	一体型事業所ではないため、適用外
○ 計画作成責任者	事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者(「計画作成責任者」としなければならない。	基準省令第3条の4第11項	適	計画作成責任者5人 うち介護福祉士5人
○ 管理者	事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	基準省令第3条の5	適	管理者1人(常勤)

3 設備基準

基準		根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 設備・備品	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	基準省令第3条の6第1項	適	図面確認済
○ 機器等	<p>事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、当該機器等については、事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。</p> <p>(1) 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 (2) 随時適切に利用者からの通報を受けられる通信機器等</p> <p>事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。</p>	基準省令第3条の6第2、3項	適	図面確認済

4 運営基準

	基準	根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
○ 利用料等の受領	<p>事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p> <p>事業者は、前述の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。</p> <p>事業者は、前述の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。</p>	基準省令第3条の19	適	<p>・介護給付費1割、2割又は3割自己負担分</p> <p>・その他(日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用):実費</p>
○ 基本取扱方針	<p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。</p> <p>事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p>	基準省令第3条の21	適	運営規程確認済
○ 運営規程	<p>事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(3) 営業日及び営業時間</p> <p>(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) その他運営に関する重要事項</p>	基準省令第3条の29	適	運営規程確認済

基準	根拠条文	適・否	備考(当該事業所の内容)
<p>○ 勤務体制の確保等</p> <p>事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所(以下「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</p> <p>前述の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>基準省令第3条の30</p>	<p>適</p>	<p>従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表確認済</p>
<p>○ 指定訪問看護事業者との連携</p> <p>※連携型事業所のみ</p> <p>連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。</p> <p>連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者(以下「連携指定訪問看護事業者」という。)との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。</p> <p>(1) アセスメント (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保 (3) 介護・医療連携推進会議への参加 (4) その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言</p> <p>※介護・医療連携推進会議 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、事業所が所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>	<p>基準省令第3条の42、第3条の37</p>	<p>適</p>	<p>連携訪問看護先： アテナ訪問看護ステーション</p> <p>訪問看護業務委託契約書確認済</p>

基準省令… 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)

基準条例… 船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

※基準省令と記載するものには、基準条例第5条の規定により、省令に定める基準の例による場合を含む。